

## 長期優良住宅建築認定等に関する申請手数料

### ■ 認定申請（法第6条第1項）

＜表1＞ 計画認定手数料 ※注3 注4 注5

建築物の床面積の合計		A 確認書等を提出する場合	B 確認書等を提出しない場合
一戸建ての住宅 ※注1		7,100円	52,000円
共同住宅等 ※注2	100㎡以内	7,100円	52,000円
	100㎡を超え500㎡以内のもの	13,000円	122,000円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	22,000円	196,000円
	1,000㎡を超え2,500㎡以内のもの	32,000円	386,000円
	2,500㎡を超え5,000㎡以内のもの	57,000円	691,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		94,000円	1,188,000円

### ■ 変更認定申請（法第8条第1項・計画の変更）

＜表2＞ 計画変更認定手数料 ※注3 注4 注5

建築物の床面積の合計		A 確認書等を提出する場合	B 確認書等を提出しない場合
一戸建ての住宅 ※注1		10,000円	78,000円
共同住宅等 ※注2	100㎡以内	10,000円	78,000円
	100㎡を超え500㎡以内のもの	19,000円	183,000円
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	33,000円	293,000円
	1,000㎡を超え2,500㎡以内のもの	47,000円	579,000円
	2,500㎡を超え5,000㎡以内のもの	85,000円	1,037,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		140,000円	1,782,000円

- (1) 一戸建ての住宅：＜表2＞に掲げる額、新築の際認定を受けたものは＜表1＞の額。  
 (2) 共同住宅等：計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じた面積(増築する場合は増築部分の床面積の合計)新築の際認定を受けたものは＜表1＞の額。

### ■ 変更認定申請（法第9条第1項：譲受人の決定 又は 第3項：管理者等※注6の選任）

1件につき2,300円

### ■ 承認申請（法第10条・地位の承継）

1件につき2,300円

- (注1) 人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。  
 (注2) 共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅を言う。  
 (注3) 確認書等とは認定機関が発行する、品確法に基づく確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し。  
 (注4) 旧適合書は令和4年2月20日以降効力を失いますので、注意願います。  
 (注5) 令和4年2月20日より前に認定を受けた物件の各種変更認定もこの手数料となります。  
 (注6) 管理者等の選定とは分譲マンション管理組合理事長の選定を指します。